

## 和水町賃借料情報

農地法の改正に伴い、標準小作料の制度が廃止され、農業委員会が農地の賃借料情報を提供することとなっています。

この「賃借料情報」は、実勢の集計値の情報です。

実際の契約の際は、貸し手、借り手の双方でよく話し合ってください。

令和2年1月から令和2年12月までに締結（公告）された賃借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりです。

No.	区 分	平均額	最高額	最低額	データ数 (筆数)
1	田 (水稻)	11,900 円	20,100 円	4,500 円	328
2	田・畑 (施設)	9,200 円	16,500 円	4,900 円	19
3	普通畑	6,000 円	10,000 円	2,200 円	50
4	樹園地	6,900 円	11,600 円	2,600 円	33
5	牧草畑	5,500 円	10,000 円	4,000 円	17

注1 賃借料を物納としている場合は、60キロ当たり13,400円で換算しています。

注2 平均額は、データ数による加重平均です。

〈問い合わせ先〉

和水町農業委員会 事務局

TEL : 0968-34-3111